

県立都市公園における民間活力導入（Park-PFI等）に向けた サウンディング調査実施要領

1. サウンディング調査実施の背景・目的

県立都市公園の多くは、開園から長い年月が経過し、施設の老朽化が進んでいます。加えて、県民ニーズの多様化により、利用者の少ない公園エリアや施設が増えていることから、都市公園の魅力向上と施設の更新・維持管理が重要な課題となっています。

これらの課題を解決し、現在の都市公園の魅力を維持しながら、周辺地域の活性化にも寄与する公園とするため、令和4年5月に県立都市公園8公園を対象としたサウンディング調査を実施しました。この調査では、公園の魅力向上に関する事業参入の可能性やアイデアを把握し、「常願寺川公園（バーベキュー施設）」「五福公園（飲食店）」「岩瀬スポーツ公園（飲食店・アーバンスポーツ施設）」「太閤山ランド（アクティビティ施設）」の4公園・5施設を、Park-PFI導入候補公園及び導入予定施設として選定しました。さらに、導入候補公園以外の4公園も含めた「県立都市公園における民間活力導入に係る整備方針」（以下「整備方針」）を令和5年3月に策定しました。

令和6年2月には、Park-PFI導入候補公園及び導入予定公園において、公募施設管理制度（Park-PFI）を活用した公募を実施しました。その結果、「岩瀬スポーツ公園」を除く3公園で事業者が選定され、太閤山ランド及び五福公園は令和7年4月に、常願寺川公園は令和7年8月にそれぞれ供用が開始されました。

今回の調査では、引き続き整備方針に基づき、「常願寺川公園」「五福公園」「岩瀬スポーツ公園」「太閤山ランド」の4公園を対象にしています。民間事業者の参入意欲を確認するとともに、Park-PFI導入に際しての課題の把握や公募条件の検討を行うため、幅広く提案・意見を求めるサウンディング調査を実施します。

○サウンディング調査とは

都市公園の再整備や管理運営について民間事業者の皆様から広く意見、提案を求め、対話を通して市場性や事業フレームを検討するための調査です。

検討の早い段階で民間事業者の皆様との対話を行い、市場性の有無を確認するとともに、利活用の方向性や市場性を確保するためのアイデアを得ることができ、幅広い検討が可能となります。

○公募設置管理制度（Park-PFI）とは

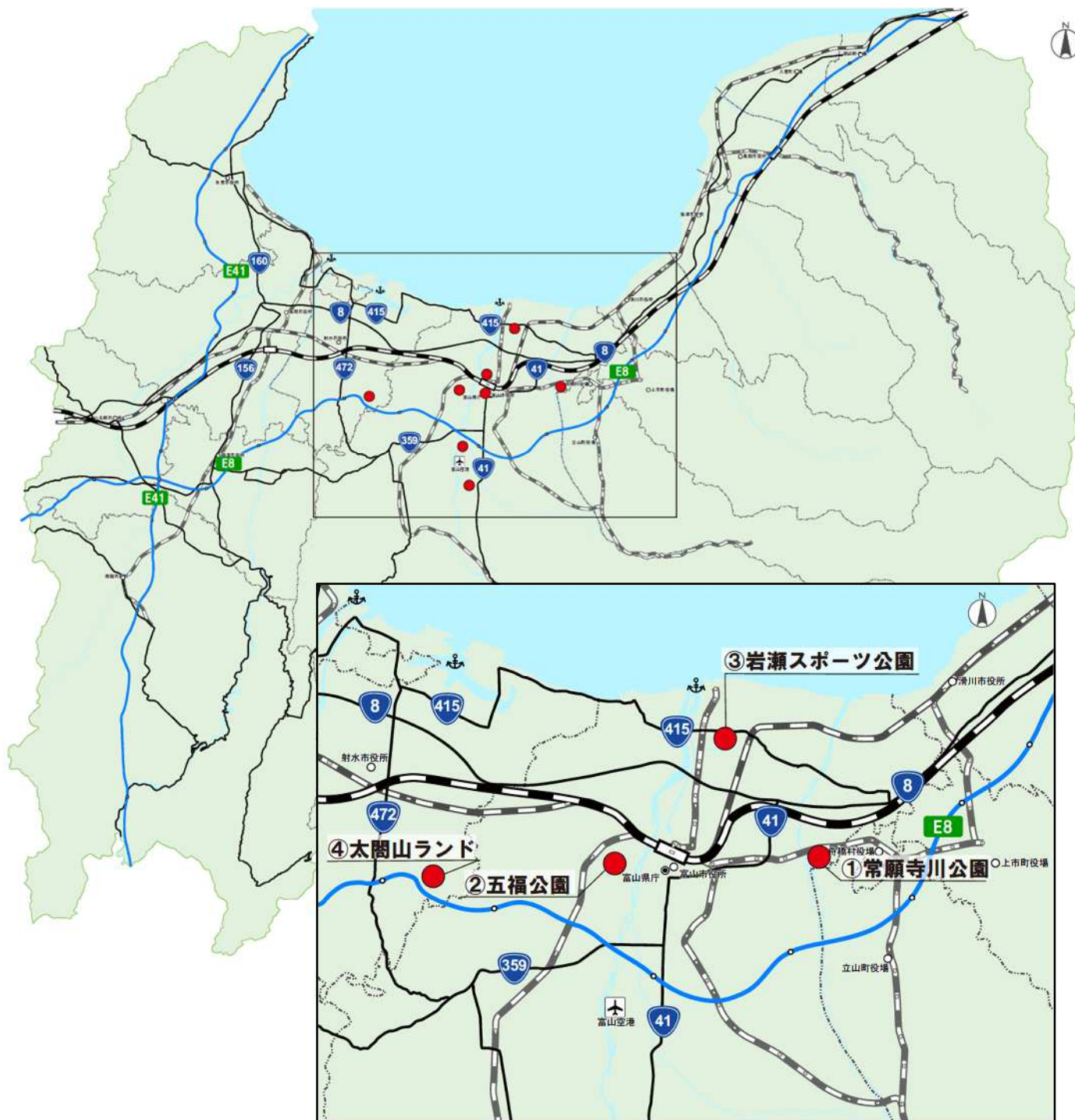
Park-PFIは、都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する制度です。

民間事業者は、賑わい・魅力の向上への寄与が期待される収益施設である「公募対象公園施設」の設置・管理運営とあわせて、公募対象公園施設との一体的な整備により魅力向上が期待される、広場・園路等の公園施設（以下、「特定公園施設」という。）について、公募対象公園施設の収益を活用し、整備を行うものとします。

2. 対象となる公園

対象とする県立都市公園 4 公園は、次の①～④です。各公園の詳細は、別紙 1～11 を参照ください。

- ① 常願寺川公園（立山町利田）
- ② 五福公園（富山市五福）
- ③ 岩瀬スポーツ公園（富山市森）
- ④ 太閤山ランド（射水市黒河）



対象公園の位置図

3. 募集する提案・意見の内容

民間事業者の公募にあたっては、公園のさらなる魅力向上を図るために実現可能な提案意見について幅広く募集し、今後の具体化につなげていくものです。お寄せいただきたい提案・意見のポイントは以下のとおりです。

(1) 想定事業手法

公園の一部区域において新たな収益施設を整備運営し、その収益で投資費用を回収するとともに、広場や園路等を整備し、その維持管理を行う公募設置管理制度 (Park-PFI) による事業手法を想定しています。

なお、Park-PFI 以外の、都市公園法で定められた「設置管理許可」、「行為許可」、「占用許可」など、幅広い視点で提案いただくことも可能です。

※現時点で、対象公園の指定管理者との一括公募（同時募集）は想定していません。

(2) 提案していただきたい事項

県立都市公園の利便性向上や魅力向上に資する提案をお願いします。民間資金による新たな収益施設の整備と管理運営を基本とします。

- ・提案施設等は、自然環境・景観及び周辺住民の生活環境に配慮したものとしてください。また、工事中も同様に配慮してください。
- ・特に提案を求めたい事項について「5. 各公園の概要と提案条件」に記載していますが、それ以外の提案を妨げるものではありません。

(3) 留意事項

- ・事業導入期間については、設置管理許可制度の上限の 10 年、又は Park-PFI の事業上限期間である 20 年を想定しています。
- ・提案される施設規模に関しては、各公園とも Park-PFI の +10% の上乘せ基準により、建ぺい率には十分に余裕があると考えていますが、提案される施設規模が大きい場合は、個別対話時において相談願います。
- ・各公園の水道、ガス、電気等のインフラ設備の敷設状況及び都市計画法に定める用途地域の指定図については、必要に応じ配布しますので、「7 (6) 問合せ先」記載の宛先に電子メールで問合せ下さい。
- ・設置管理許可の使用料については、民間事業者が使用料単価及び対象面積を提案し、決定するものとなりますが、富山県立都市公園条例第 9 条（別紙 6）及び富山県置県 100 年記念県民公園条例第 14 条（別紙 7）に定める金額を、最低額とする予定です。

4. 対象者

Park-PFI を活用した事業主体として、参画意欲のある民間事業者又はそのグループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、本調査の応募対象者として認めないこととします。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ・参加申込書提出時点で、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、富山県暴力団排除条例（平成 23 年富山県条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規

定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第3条各号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- ・ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税を滞納している者

5. 各公園の概要と提案条件

(1) 常願寺川公園

① 常願寺川公園の概要

常願寺川の河川敷を活用した、グループやファミリーでスポーツレクリエーションを楽しめる総合公園です。

公園全体の賑わい向上に資する整備が期待できます。(別紙2)

② 常願寺川公園に係る主な制限

- ・河川区域に関する制限

常願寺川公園は河川区域内のため、施設を設置する場合は河川管理者(国土交通省)の許可が必要となります。

③ 常願寺川公園の Park-PFI 導入エリア(候補地)

A グミの木ひろば

自由に遊べる広大な芝生広場として整備され、周辺にはグミの木などの植栽が施されていますが、利用者が少なくなっています。



導入エリア(候補地) 常願寺川公園

(2) 五福公園

① 富山県五福公園の概要

戦後まもなく開通した野球場を中心として、陸上競技場などを備えた運動公園です。

富山大学に隣接し、富山市市街地からのアクセス性の良さや、運動公園という性格も考慮した、公園の新たな魅力づくりを検討しています。(別紙2)

② 五福公園に係る主な制限

- ・都市計画に関する制限

第1種中高層住居専用地域(200/800)、第1種高度地区(20m)であり、用途の制限があります。

③ 五福公園の Park-PFI 導入エリア(候補地)

A 林間広場

イベント時の臨時駐車場として利用されていますが、日常的にはあまり活用されていません。また、「富山歩兵聯隊跡」の石碑が設置されています。

B 中央広場

駐車場に隣接し、本公園の中央に位置しています。広場にはオブジェが設置されています。



導入エリア(候補地) 五福公園

(3) 岩瀬スポーツ公園

① 岩瀬スポーツ公園の概要

サッカーラグビー場、テニスコート、ソフトボール広場など、それぞれが県内を代表する競技施設を備えた運動公園です。

周辺地域を含めた賑わいの向上にも資する整備が期待できます。(別紙2)

② 岩瀬スポーツ公園に係る主な制限

- ・都市計画に関する制限

公園の一部がそれぞれ工業地域、準工業地域、第1種住居地域であり、用途の制限があります。

③ 岩瀬スポーツ公園の Park-PFI 導入エリア (候補地)

A 修景広場

公園の入口付近に位置し、施設の老朽化と育ちすぎた樹木により鬱蒼としており、利用が少なくなっています。

B 疎林の広場

付近住民の散歩や軽運動スペースとして主に利用されています。



導入エリア(候補地) 岩瀬スポーツ公園

(4) 太閤山ランド

① 太閤山ランドの概要

置県百年を記念し、昭和 58 年に開園した総合レクリエーション施設である本公園は、県内唯一の広域公園として、多くの県民に愛され親しまれてきました。しかし、開園から 40 年が経過し、施設の老朽化が進んでいるほか、県民の利用ニーズも変化・多様化しています。

こうした状況を受け、駐車場に近い水辺の広場やボート池周辺では、民間活力 (Park-PFI) を活用し、ジップラインやドッグラン、ローズガーデンを備えた「アドベンチャーガーデン射水」が令和 7 年にオープンし、多くの方に利用されています。

一方で、駐車場から遠いピクニックひろば周辺では、施設の老朽化や陳腐化に伴い、利用者が減少しています。そのため、人気の BBQ 施設を生かした活性化策の検討が必要です。また、公園施設の夜間利用や夜間イベントの実施に対するニーズも高まっています。

豊かな自然を生かした県民公園としての役割を維持しながら、民間活力の導入によるさらなる太閤山ランドの魅力向上を図るため、特にアウトドア関連施設の充実を検討しています。(別紙 2)

② 太閤山ランドに係る主な制限

・ 埋蔵文化財の包蔵地に係る制限

公園内で土木工事を行う場合には、必要に応じて事前の届け出等の手続きが必要となります。(別紙 4)

・ 国有地の無償貸付区域に係る制限

公園の一部に国有地が含まれており、国有地に収益施設を設置する場合には財務局との協議が必要となります。(別紙 5)

③ 太閤山ランドの Park-PFI 導入エリア (候補地)

A ピクニック広場・わんぱくの丘及び周辺樹林地

BBQ 施設や芝生広場、遊具、プール施設等が整備されており、周囲を緑豊かな樹林地に囲まれています。BBQ 施設は利用者が減少しています。

6. 実施スケジュール

日 程	内 容
令和8年4月17日(金)	サウンディング調査実施要領の公表
5月1日(金)	質問受付期限
5月18日(月)	質問に対する回答
6月15日(月)	提案書の提出期限
7月上旬	対話(個別ヒアリング)の実施
7月下旬	サウンディング調査結果概要の公表

(1) 実施要領の配布

実施要領は富山県土木部都市計画課ホームページにて配布します。

(2) 質問の受付

本調査の内容について質問がある場合は、様式1「質問シート」に必要事項を記入し、「7(6)問合せ先」記載の宛先に電子メールでご提出ください。

なお、個別の公園に関する質問の場合は、対象公園名を記載してご質問ください。

【受付期間】 令和8年5月1日(金)17時まで

【提出様式】 様式1「質問シート」

【メール件名】『県立都市公園 サウンディング調査質問』としてください。

(3) 質問に対する回答

質問及び回答をまとめたものを富山県都市計画課ホームページ上に順次掲載します。なお、本調査についての補足等が掲載されることもありますので、質問の有無に関わらずご確認ください。

【最終回答時期】 令和8年5月18日(月)頃を予定

(4) 提案募集の受付

ご提案いただく内容について、様式2「エントリーシート」及び提案書(任意様式)を作成し、「7(6)問合せ先」記載の宛先に電子メールでご提出ください。また、個別対話への参加を希望する日時もご提出ください。

なお、複数の公園についてご提案いただく場合は、公園毎に様式2「エントリーシート」及び提案書(任意様式)の作成をお願いいたします。

【受付期間】 令和8年5月18日(月)～令和8年6月15日(月)17時まで

【提出様式】 様式2「エントリーシート」 任意様式「提案書」

【メール件名】『県立都市公園 サウンディング調査参加申込』としてください。

※ 容量10MB以上のメールは受信できない場合があります。大容量ファイルの添付等がある場合には個別に対応しますので、「7(6)問合せ先」記載の宛先にご連絡ください。

(5) 個別対話の実施

ご提出いただいた提案書の内容に基づき、個別に対話を実施します。対話の実施日時は、本県から個別に連絡し、調整させていただきます。なお、提案いただいた内容が、明らかに目的に沿わない場合は、個別対話を実施しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。その場合も、本県から個別に連絡いたします。

対話に出席する人数は、1 事業者（グループ）につき 5 名以内を原則とします。

【実施日時】 令和 8 年 7 月上旬 10 時～17 時（1 グループにつき 30 分～1 時間程度）

【実施場所】 富山県庁又は県庁周辺会議室

(6) 実施結果の公表

対話の実施結果の概要については、富山県都市計画課のホームページ等で公表します。

公表する内容は、提案の有無、提案数、提案・個別対話の要旨とし、参加民間事業者の皆様
の名称及び企業ノウハウに係る内容は、原則として公表しません。

【公表時期】 令和 8 年 7 月下旬（予定）

7. その他

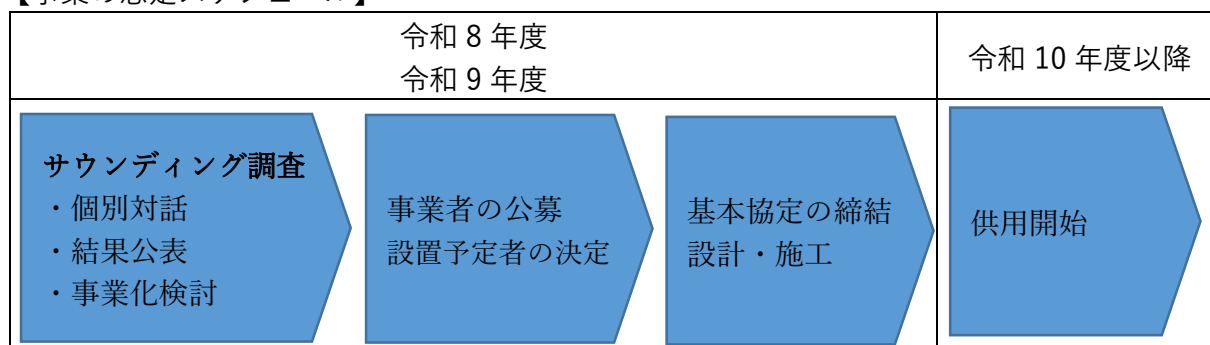
(1) 本調査後のスケジュール

本調査の結果を受けて、さらに民間事業者との個別対話を進め、公募条件等の検討を行ったうえで、事業者の公募を実施する予定です。

公募条件等は、(別紙8)において、前回(令和5年11月)実施した「県民公園太閤山ランド」の公募設置等指針をご参考ください。なお、本指針に記載された土地使用料や県との役割分担、選定委員会等の各種条件については確定されたものではありません。

なお、本調査に参加した代表申請者が、事業者公募において応募法人及び応募グループの代表法人又は団体構成員となっている場合、インセンティブとして加点評価の対象とします。(※具体的な加点方法については未定)

【事業の想定スケジュール】



(2) 提案内容の取扱い

ご提案の内容、対話の内容は、今後の事業化を検討する際や、事業者公募の指針を検討する際の参考とさせていただきます。なお、ご提出いただいたエントリーシート、提案書等は返却いたしません。

(3) 本調査参加者の取扱い

本調査において、事業者の皆様からの提案の提出及び個別対話を実施するメリットとして、提案内容が事業者公募の際の募集条件等に採用される可能性があります。

(4) 費用負担

本調査の参加に要する費用は参加事業者の負担になります。

(5) 追加対話への協力

本調査終了後も、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いします。

(6) 問合せ先

担当部署：富山県土木部都市計画課公園緑地係

〒930-8501 富山市新総曲輪1号7番(富山県防災危機管理センター8F)

電話番号：076-444-3348(直通)

電子メール:atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp

※参考・様式

(1) 様式

- 様式 1 質問シート
- 様式 2 エントリーシート

(2) 別紙

- 別紙 1. 公園の平面図及び周辺施設図 (A3 横)
- 別紙 2. 公園の基礎的概要
- 別紙 3. 太閤山ランド map2025
- 別紙 4. 埋蔵文化財包蔵地地図 (太閤山ランド)
- 別紙 5. 国有地貸付位置図 (太閤山ランド)
- 別紙 6. 富山県立都市公園条例 (昭和 52 年 9 月 30 日条例第 41 号)
- 別紙 7. 富山県置県百年記念県民公園条例 (昭和 58 年 3 月 15 日条例第 4 号)
- 別紙 8. R5 公募時 (ジップライン) の公募設置等指針 (太閤山ランド)
- 別紙 9. 指定管理者によるアンケート調査
- 別紙 10 県立都市公園における民間活力導入に係る整備方針
- 別紙 11 公募設置等計画の認定

以上